

令和8年度

学校体育施設開放利用要項

～学校の体育館・運動場で仲間と楽しくスポーツをしよう～



蒲郡市教育委員会スポーツ推進課

令和8年2月1日時点

目次

1 学校体育施設開放事業とは	-1-
2 利用団体の登録について	-3-
3 利用について	-4-
4 ご案内	-11-
5 学校体育施設開放連絡先一覧	-12-
6 開放内容一覧	-13-

令和7年度からの変更点

(1) 西浦学園の設置について

①学校の廃止および新たな学校の設置について

令和8年4月1日に西浦小学校と西浦中学校を廃止し、「蒲郡市立西浦学園」という名称の義務教育学校を設置します。

②体育館について

現在、西浦学園の新体育館を建設中です。

新体育館の利用開始時期および旧西浦小学校体育館・旧西浦中学校体育館の利用停止時期につきましては、詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。

③グラウンドについて

西浦学園のグラウンドは、建物の新設及び解体工事完了後に整備予定です。

利用開始時期につきましては、詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。

(2) 体育館冷暖房設備利用について

・令和8年度より小学校でも冷暖房設備が利用可能となります。詳細は p10「(6)冷暖房設備利用方法について」をご確認ください。

(3) 管理指導員の交代(北部小学校)

・北部小学校の管理指導員が令和8年度から新しい方になります。

(3) 一部案内の電子化について

・各学校駐車場及び冷暖房設備の操作盤の場所はH Pでのご案内になります。



【皆様へのお願い】

近年、学校体育施設開放事業について、利用ルールやマナーに関するご意見をいただく機会が増えています。事業内容を正しく理解し、みんなが気持ちよく利用できるように努めましょう！

もし、他の団体の不正行為を見かけたら、教育委員会スポーツ推進課へ連絡をお願いします。

※本資料は、現時点での予定に基づき作成しています。今後、内容が変更となる場合がございます。

1 学校体育施設開放事業とは

学校体育施設開放事業は、児童・生徒の教育の場と道具を、各学校や地域の方の協力を頂いて実施している事業です。そのため、以下の前提を理解した上で、「仲間同士」や「地域の指導者と子どもたち」で学校体育施設で気軽にスポーツを楽しんでください。

① 学校教育活動の優先

・学校体育施設開放事業は、学校教育上の支障がない時間帯に学校体育施設を借りて実施する事業であるため、学校教育活動が最優先となります。

② 営利目的利用の禁止

・不当に高額な会費（必要経費以外の説明のつかない費用）を徴収している、また利益を目的に教室を行なっている団体はや講師や指導者に報酬がでている団体は登録・利用できません。

→営利目的の場合は、市の社会体育施設をご利用ください。

（1）利用者の範囲

利用できる方は、以下の条件を満たしている学校体育施設開放利用団体として登録のある団体です。

- ① 市内在住・在勤・在学の方 10名以上の団体（「仲間同士」や「地域の指導者と子どもたち」）であること
※より多くの市民の方に利用していただけるように個人利用は禁止しています。
- ② 利用の際は名簿に登録のある責任のとれる成人（高校生不可）が 1名以上いること

（2）開放施設

① 開放施設・開放種目

すべての市立小・中学校及び義務教育学校、県立三谷水産高校、県立蒲郡高校の学校体育施設が利用可能です。詳細は、13 ページの「開放内容一覧」でご確認ください。

また、実施したい種目が一覧にない場合はスポーツ推進課にご相談ください。

② 開放時間

各学校の支障のない範囲で開放する日程を決定します。各学校の開放時間は原則の次のとおりです。

学校体育施設開放時間

開放場所	利用日	開放時間			開放学校	備 考
		午前（8時30分～11時30分）	午後（13時～17時）	夜間（18時～21時）		
屋内施設 (体育館等)	平 日			○※	小・中学校・義務教育学校	※中学校・義務教育学校：4月～9月は19時～21時
	土、日、祝日	○	○	○	小学校	
	毎週 月・火・木いすれか1回			○ (19時～21時)	中学校・義務教育学校 三谷水産高校	開放日については体育センターへお問い合わせください
運動場	平 日			○※	夜間照明のある学校	※中学校・義務教育学校：4月～9月は19時～21時
	土、日、祝日	○	○		小・中学校・義務教育学校・蒲郡高校	蒲郡中学校、蒲郡高校は日曜日のみ 午後開放できる学校は一覧参照
				○	夜間照明のある学校	蒲郡高校は土曜日のみ

※開放日及び時間は、上記の範囲内で学校長の許可した時間となります。

※義務教育学校である西浦学園の複合施設が供用開始するまで、旧西浦小学校の体育館については、この規定にかかわらず、体育館（小学校）の開放時間が適用されるものとします。

・夏季の中学校および義務教育学校開放時間

4月～9月末までは、多くの中学校及び義務教育学校で部活動等の理由により下校時間が延長されます。

そのため、中学校及び義務教育学校の平日夜間の（屋外、屋内問わず）利用開始時間を19時からとします。
(夏休み期間を除く)

・年末年始

年末年始（12月29日～1月3日）は、利用できません。



2 利用団体の登録について

(1) 利用団体登録のながれ

利用団体の登録は毎年更新する必要があります。令和8年度の利用団体登録（有効期限：令和9年3月31日まで）は以下のながれになります。

申請書提出から登録証発行までは概ね10日程度かかります。

① ルール確認

この要項に記載のルールを確認する。

② 利用者ID取得

ネット予約申請に必要となる「e あいち」利用者IDを取得する

URL : <https://www.e-shisetsu.e-aichi.jp/web/index.jsp>



※すでに学校体育施設開放用のID取得済みの団体は新たにIDを取得する必要はありません。

③ 申請書提出

申請書（若草色）に必要事項を記入の上、下記へ提出する。

受付開始：令和8年2月1日（日）午前8時30分から

受付場所：市民体育センター窓口

受付時間：午前8時30分～午後9時（休館日：年末年始（12/29～1/3））

④ 審査

スポーツ推進課が申請内容を審査します。必要に応じ、記載内容についてお問い合わせする場合があります。

⑤ 登録証発行

登録証の発行と同時に利用者IDが有効になります。

(2) 登録の注意事項

- ・名簿に記載のない方は利用できません。利用する可能性がある方は、必ず全員の届け出をしてください。
 - ・不定期に利用実態の確認に伺うことがあります。その際は申請内容と照合します。
 - ・年度途中で、加入・脱退等によるメンバー変更がある場合は、その都度体育センター窓口に届け出てください。
- ※メンバー変更の用紙はスポーツ推進課のHPや体育センター窓口にあります。

3 利用について

(1) 利用申請方法

利用予定月の1ヶ月前の1日～15日が受付期間です。受付期間中に「あいち共同利用型施設予約システム」（高校は体育センター窓口）で申請してください。

① 下記の受付期間(全3回)に翌月分の利用予約を予約システムで申請



※1次受付はスポーツ少年団と予約が重なった場合、スポーツ少年団の予約が優先されます。

※1次受付のみ申込数に制限があります。（8申込まで）

※1申込につき1枠（午前、午後、夜間のうち1枠）しか申請できません。

※同一抽選期間内において、同一日時に複数校・施設の予約申請はできません。

※抽選日は、終日予約申請ができません。

② 毎月16日に翌月の「屋内施設」、「夜間の運動場」の利用予約が確定するため、自団体の予約状況を確認する

- 他に利用を希望する団体があった場合に利用できなくなってしまいますので、雨天時の運動場の予備として体育館を予約するなど、同一団体が同一日時に複数の施設を予約することは極力控えてください。
- 利用確定後の「屋内施設」、「夜間の運動場」の日程変更や追加の申請は受け付けません。利用確定後のキャンセルの場合のみ、必ず管理指導員に連絡し、専用のキャンセル申請フォームから申請をお願いします。
- 利用確定後の「午前、午後の運動場」の追加の申請は、2日前（月曜日を含む場合は3日前）までにスポーツ推進課にお問い合わせください。

③ 利用当日(利用開始前)に管理指導員の自宅で「鍵」を受け取る

④ 利用終了後、管理指導員に「鍵」、「利用報告書」及び「照明利用券」又は「冷暖房利用券」(利用した場合のみ)を提出する

- 報告書は以下の方法で取得できます。

配布場所：市民体育センター、文化広場

URL：<https://www.city.gamagori.lg.jp/site/availableschool-freeforall/>



【照明利用券について】

- 照明を利用する場合（昼間でも）は、照明利用券が必要です。

※青少年健全育成活動の振興のためスポーツ少年団の照明料金は免除（高校を除く）します。

- 各学校施設の照明料金は、HPの「開放内容一覧」でご確認ください。

- 照明利用券は、市民体育センターの窓口で販売しています（購入後の返金はできません）。

(2) 利用キャンセル

スポーツ推進課へのキャンセル連絡は以下よりネットで申請してください。ネット申請が難しい場合は電話でも受け付け可能です。

Web (LoGo フォーム)

<https://logoform.jp/form/UpCD/461656>



① キャンセル希望日の前月の15日以前(予約期間中)の場合

例) 4月1日の予約のキャンセルで3月5日～15日の間のキャンセル連絡

スポーツ推進課：ネット申請（電話も可） 管理指導員：連絡不要

※12～15日の間は「e あいち」の予約の取消からキャンセルすることもできます。（e あいちからキャンセルした場合は、スポーツ推進課に連絡不要です。）

② キャンセル希望日の前月の16日以降(予約確定後)の場合

例) 4月1日の予約キャンセルで3月16日以降のキャンセル連絡

スポーツ推進課：ネット申請（電話も可） 管理指導員：電話連絡（または直接）

※管理指導員の方が待機することになりますので、キャンセル事由が生じた場合、速やかに連絡をすること。

- ・管理指導員の連絡先が分からない場合は、スポーツ推進課まで電話にてお問い合わせください。
- ・キャンセルの取消はできません。必ず団体内で話し合いの上キャンセル判断をしてください。

(3) 利用ルール

学校体育施設を利用するうえで、次のようなルールを定めていますので、施設利用時には誠実に責任を持って利用してください。学校または他の団体等からルールに従わない、または学校活動に迷惑をかける等の報告のあった団体は、その事実確認の連絡をとることがあります。

ルール違反の事実が判明した場合、ID の停止などの罰則措置をとり、
以後の学校体育施設開放の利用をお断りすることがあります

① 全般

「学校を借りている」という認識を持ち、備品の取扱いにも充分注意してください。また、危険行為及び迷惑行為は行わないでください。また、学校敷地内での喫煙、火気使用、食事は禁止いたします。

（危険行為、迷惑行為の例）

指導者による暴力、屋内でのバットの振回し行為や硬いボールの投球行為、掲示物への落書き行為など

② 利用人数について

より多くの市民の方に利用していただけるように個人利用は禁止しています。原則 10 名以上で利用してください。
※10 名未満での常態的な利用が認められる場合は、罰則措置をとる場合があります。

③ 利用時間について

利用時間は準備から片付けまでを含んだ時間です。利用許可時間を厳守し、利用後は、すみやかに学校の敷地（駐車場を含む）から退出してください（利用時間の延長は認められません）。

④ 屋内施設の利用について

・共通事項

- ・屋内施設を利用する場合は、管理指導員宅で施設の鍵を借用し、利用終了後は、鍵と利用報告書を管理指導員に渡してください。
- ・利用後は必ず片付けとモップ掛け等の清掃をし、開けた窓や扉はすべて施錠してください。

・体育館の2団体同時利用について

- ・2団体同時利用等の利用調整の際、団体責任者の連絡先を相手団体に伝えることがあります。
- ・2団体同時利用時は原則 A面（体育館のステージ側）利用団体が鍵を借用し、下記の時間までに体育館を解錠してください。

	午前	午後	夜間
平日		利用不可	18 時～18 時 30 分 (中学校・義務教育学校 の夏季期間は 19 時～19 時 30 分)
土、日、祝	8 時 30 分～9 時	13 時～13 時 30 分	18 時～18 時 30 分

- ・B面利用団体は、体育館解錠後（上記の時間以降）から利用可能です。

※ B面利用の際でも、A面に利用予約がない場合は、鍵を取りに行ってください。

⑤ 運動場の利用について

・共通事項

- ・雨天時及び雨天後のグラウンドコンディション不良時の利用はご遠慮ください。
- ・利用後は必ずトンボ掛け等のグラウンド整備と清掃をし、ゴミは各自お持ち帰りください。
- ・学校敷地内での火気使用と食事は禁止します。また、敷地内は終日禁煙です。

・昼間（午前・午後）の利用

昼間の運動場利用には管理指導員は対応しません。利用終了後に利用報告書に必要事項を記入し、体育センターまたは文化広場へ提出してください。

・夜間（ナイター）の利用

夜間に運動場を利用する場合は、管理指導員宅でナイター設備の鍵を借用し、利用終了後に鍵と利用報告書を管理指導員に渡してください。

⑥ 駐車場について

学校及び近隣の方の迷惑にならないように必ず決められた駐車場をご利用ください。詳細は学校体育施設開放HPをご確認ください。（路上駐車や決められた駐車場以外への駐車は絶対にしないでください。）

⑦ 虚偽申請について

申請書記載内容に悪質な虚偽が認められた場合は以後の利用を禁止します。

⑧ その他

その他、利用ルールに定めのない事項については、スポーツ推進課の指示に従ってください。

（4）利用時の注意事項

① 利用に関する重要事項の連絡

- ・災害、感染症対策等により、急遽開放を中止する場合があります。
- ・利用前には必ずスポーツ推進課からのメールまたは市ホームページ上で利用可能かどうかご確認ください。

② 警報・注意報発令時の対応

警報が発令されたら、全ての学校体育施設開放利用は中止いたします。注意報、警報発令時には、下記を参考に管理指導員の指示に従ってください。悩むということは不安があるということです。活動できるか悩んだ場合は、子どもや利用メンバーの安全を最優先に考え中止してください。

警報発令の場合、キャンセル連絡は不要ですが、注意報等でキャンセルの判断をした場合はスポーツ推進課と管理指導員に連絡を忘れないように注意してください。

	平日	土・日・祝
蒲郡市に注意報	情報を収集し、 開放する	
蒲郡市に大雨・暴風・洪水・ 高潮警報 (いずれか 1 つでも)	発令中は開放しない 【16 時までに解除の場合】 通常通り開放する 【16 時以降に解除の場合】 開放しない 【活動中に発令の場合】 すみやかに利用中止し、解散する ※ただし、帰宅困難な場合にある時は、館内および校舎等近くの建物で一時待機	発令中は開放しない 【開始の 2 時間前までに解除の場合】 通常通り開放する 【開始の 2 時間前以降に解除の場合】 開放しない 【活動中に発令の場合】 すみやかに利用中止し、解散する ※ただし、帰宅困難な場合にある時は、館内および校舎等近くの建物で一時待機
蒲郡市に大雨・暴風・洪水・ 高潮特別警報 (いずれか 1 つでも)	【発令または発令の可能性が高い場合】 開放しない 利用施設の管理指導員に相談すること	

※原則、上記に基づいて開放の可否を判断しますが、台風の直撃等進路予想で事前に危険性が高いことが明らかな場合は、教育委員会の判断で開放を中止する場合があります。その際は、管理指導員より利用者にお伝えします。

③ 学校への問合せ

- ・学校体育施設開放事業に関する問合せ先はスポーツ推進課です。特別な事情が無い限り学校に直接連絡をしないでください。
- ・学校体育施設開放の利用時間は、学校の先生は勤務時間外です。生命の危険を伴う場合以外、職員室には行かないでください。対応に困った場合は、管理指導員に連絡してください。

④ 学校独自の注意事項

- ・学校独自の注意事項がある場合があります。詳細は学校体育施設開放 HP をご確認ください。

⑤ 施設や備品の破損

- ・施設、備品を壊した場合は、管理指導員とスポーツ推進課に連絡してください。
- ・利用者には、原形に回復し、又はその損害賠償をしていただきます。これは利用者の付添い及び関係観覧者についても同様とします。

⑥ その他事故の発生

- ・学校開放利用時にトラブル（事故等）が発生した場合は、適切な関係機関（消防、救急等）とスポーツ推進課（夜間は市民体育センター）に連絡してください。



(5) 練習試合等について

練習試合等を実施する場合は、特例として学校体育施設開放の利用団体登録のない団体の利用を認めますが、利用予約をした団体は以下を徹底してください。

① 練習試合等の実施を希望する場合は、施設の利用予約をした団体が予定日の2週間前までに以下のいずれかの方法で届け出てください。

・Web (LoGo フォーム)

<https://logoform.jp/form/UpCD/188620>

・書面

「練習試合等利用届出書」を市民体育センターに提出

※届出書は市民体育センター窓口にあります（または学校体育施設開放事業の HP に掲載のデータを印刷して利用してください）。



② 2団体での練習試合等のみ実施可能なものとし、大会やリーグ戦等の3団体以上の利用は禁止とします。

練習試合等は団体同士の実施のみを許可するものであり、個人を招くことはできません。

③ 営利団体の利用は認めません。必ず相手団体が営利団体かどうか確認してください。

相手団体が営利団体かどうかわからない場合は、決算書等をスポーツ推進課に持参し、営利団体かどうか相談してください。

④ 練習試合等の実施に伴い発生したトラブルは、すべて届出団体(利用予約をした団体)がその責任を負うこと。

⑤ 本市の学校体育施設開放事業のルールを相手団体にも伝え、ルールの順守を徹底させてください。

特に駐車場について相手団体の関係者を含め当日来校する可能性のあるすべての人への周知を徹底し、必ず決められた駐車場のみを利用すること（学校体育施設開放 HP「各学校駐車場一覧」参照）。

⑥ 鍵の受取等、利用の際に必要なことは必ず施設の利用予約をした団体が行うこと。

(6)冷暖房設備利用方法について

各小中学校の体育館での冷暖房設備（以下「空調」という）の利用が可能です（一部の学校を除く）。

以下の内容をよく読み徹底してください。

① 利用料金

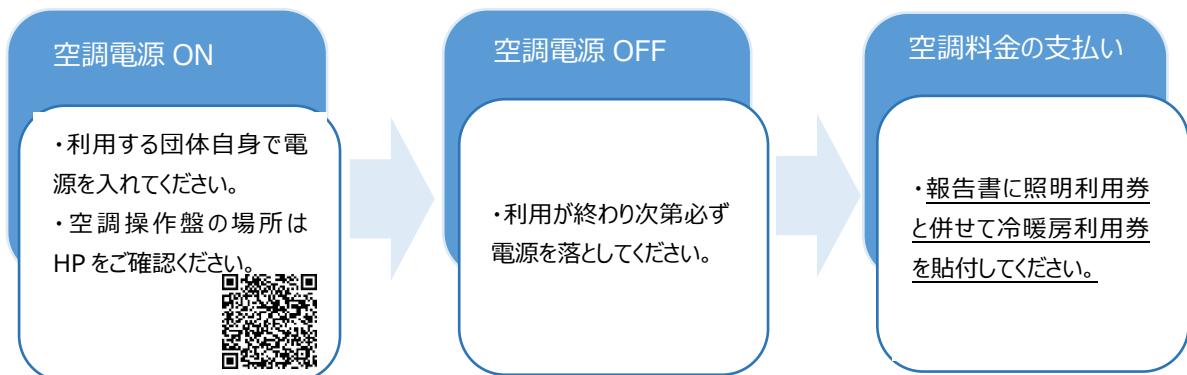
利用単位	料金
1区分（午前・午後・夜間の区分ごと）	2,000円

・全面・半面の利用、利用時間に関係なく利用時には1区分料金が発生します。

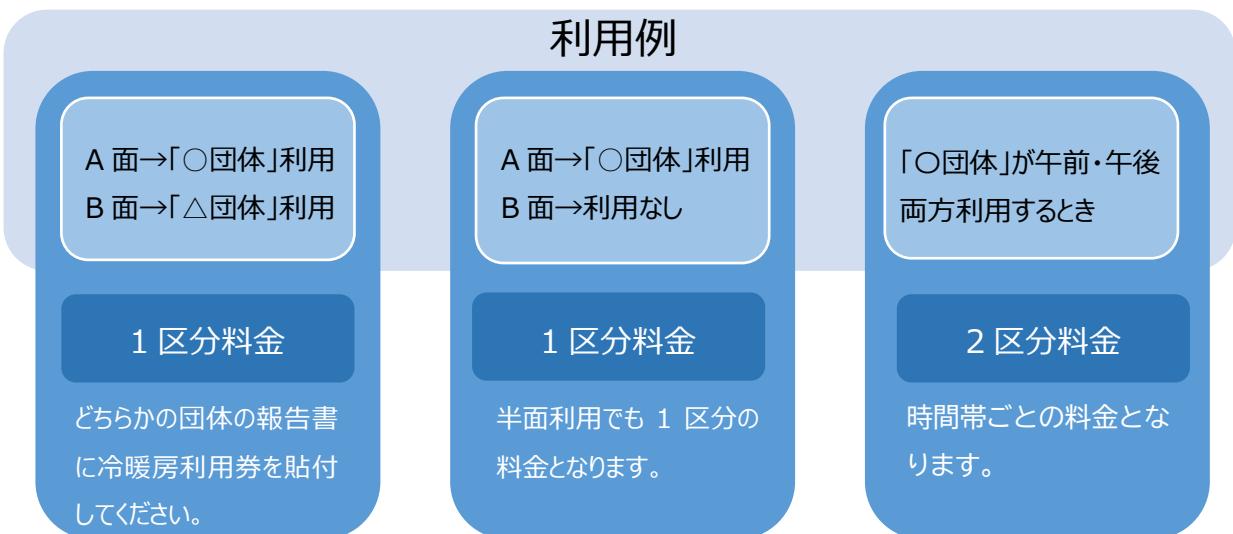
② 利用方法

事前に蒲郡市民体育センターで学校開放冷暖房利用券（以下「冷暖房利用券」という）を購入してください。

【利用の流れ】



③ 利用例



④ 注意事項

- 利用時は扉・窓を閉める等の対応をお願いします。
- 利用記録をスポーツ推進課で確認させていただきます。

※不正利用が判明した場合は、ID凍結等の罰則となる場合があります。

- 空調リモコンは、電源のON/OFF、温度設定等の利用に必要な箇所以外には触れないようにしてください。（室内機自体にも触れないようにしてください。）

4 ご案内

（1）体育館の2団体同時利用

- ・蒲郡西部小学校と中部中学校は、2団体同時利用ができません。そのため体育館の利用は、全面利用しかできません。（半面のみの利用はできません。）

（2）スポーツ少年団寒げいこ

- ・令和9年1月18日から1月22日までスポーツ少年団寒げいこを予定しています。当該期間中は一部学校が利用できなくなる可能性があります。

（3）一部学校を利用する際の注意点

- ・初めて蒲郡中学校を利用する団体については、利用前に学校の担当者と施設の使い方について学校に連絡し確認すること。
- ・初めて三谷中学校を利用する団体については、利用前に学校の担当者と施設の使い方について（事前にアポを取ったうえで）直接会って確認すること。

【問合せ先】

蒲郡市教育委員会スポーツ推進課

〒443-0048 蒲郡市緑町3番69号 蒲郡市民体育センター内

TEL: 0533-66-1222 FAX: 0533-95-1822

e-mail: sports@city.gamagori.lg.jp